

品川区高齢者福祉団体登録要綱

制 定 昭和52年1月 1日

改 正 平成 4年4年 1日

改 正 平成19年8月 1日

改 正 平成31年3月18日要綱第53号

改 正 令和 6年5月15日要綱第 9号

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の社会参加促進に資する活動を後押しするために、品川区高齢者福祉団体（以下「高齢者福祉団体」という。）の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(団体の区分)

第2条 高齢者福祉団体は、次の各号に定める区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- (1) 自主活動団体 高齢者同士が自主的に活動を行う、60歳以上の者で構成されているもの
- (2) 公益支援団体 品川区内の高齢者の社会参加促進のために、公益性のある支援活動を行うもの

(登録要件)

第3条 高齢者福祉団体として登録できる団体は、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 次に掲げる行為を行わないものであること。
 - ア 営利を目的とした事業またはそれに類する行為
 - イ 特定の政党その他の政治団体の利害に関する行為
 - ウ 公の選挙に関し、特定の候補者または政党を支持し、またはこれに反対する等の行為
 - エ 特定の宗教、教派、宗派もしくは教団を支持し、またはこれに反対する行為
 - オ その他公序良俗に反する行為
- (2) 組織および運営に関し、次に掲げる要件を満たしていること。
 - ア 他からの指図や干渉によらず主体性を持って活動していること。
 - イ 高齢者福祉団体の組織および活動のために規約、会則等を有し、かつ、予算書、決算書等を備えていること。
 - ウ 構成員が5人以上であること。
 - エ 高齢者福祉団体の事務所および主たる活動の場を品川区内（以下「区内」という。）に有すること。
 - オ 自主活動団体にあつては、その半数以上が区内に在住し、または在勤し、かつ、代表者が区内に在住または在勤していること。
 - カ 自主活動団体にあつては、構成員全員が60歳以上であること。
 - キ 公益支援団体にあつては、構成員の半数以上が60歳以上で、かつ、区内に在住または在勤していること。
 - ク 公益支援団体にあつては、1年以上の活動実績があること。
 - ケ 構成員の半数以上が、既に高齢者福祉団体として登録を受けた他の同一団体の構成員と重複していないこと。ただし、次項の規定により認められた高

齢者福祉団体の構成員に限り重複することができる。

- 2 区内の高齢者クラブ（品川区高齢者クラブ運営基準に基づき運営される高齢者クラブをいう。）にあっては、区長が特に認めた場合に限り、高齢者福祉団体の登録要件を満たしているものとみなす。

（申請および届出の方法）

第4条 区長は、この要綱の規定による申請および届出について、書面等その他の有体物によるもののほか、電子情報処理組織（区使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。（新規登録の申請）

第5条 登録を希望する団体の代表者または構成員は、品川区高齢者福祉団体登録（新規・更新）申請書（第1号様式または第1号の2様式。以下「登録等申請書」という。）に次に掲げる資料を添えて区長に申請するものとする。

(1) 自主活動団体

- ア 構成員名簿（構成員全員を記載した最新のものに限る。）
- イ 構成員全員の氏名、住所および生年月日の確認ができる公的書類の原本または写し（有効期限内のものに限る。）
- ウ 在勤を証明するものとして区長が認めるもの（在勤として申請する者に限る。）
- エ 予算書および決算書（直近のものに限る。予算または決算が生じない団体は、規約、会則等）

(2) 公益支援団体

- ア 構成員名簿（構成員全員を記載した最新のものに限る。）
- イ 代表者および60歳以上で、かつ、区内に在住または在勤している構成員の氏名、住所および生年月日の確認ができる公的書類の原本または写し（有効期限内のものに限る。）
- ウ 在勤を証明するものとして区長が認めるもの（在勤として申請する者に限る。）
- エ 規約、会則等
- オ 予算書および決算書（直近のものに限る。）
- カ 事業計画書および事業報告書（直近のものに限る。）

（登録の決定等）

第6条 区長は、前条の規定による申請を受けたときは、第3条に規定する要件に基づき審査を行い、適当と認めたときは、高齢者福祉団体として登録を行う。

- 2 区長は、前項の規定に基づき登録を行ったときは、当該高齢者福祉団体に通知書兼登録カードを交付するものとする。

- 3 区長は、審査に必要があると認めるときは、規約、会則、事業計画書、実績報告書等の追加資料の提出を求め、または実地の調査等を行うことができる。

（登録の有効期限）

第7条 登録の有効期限は、前条第1項の規定により登録の決定をした日の属する年度の翌年度の末日とする。

（更新の申請）

第8条 前条に定める有効期限後も引き続き登録を希望する高齢者福祉団体は、有効期限が満了する日の3カ月前の日の翌日から、登録等申請書に第5条各号に定

める資料を添えて区長に提出し、更新の申請を行うことができる。

2 第6条の規定は、更新登録の決定について準用する。

3 更新後の有効期限は、有効期限が満了する日の属する年度の翌々年度の末日とする。

(登録内容の変更)

第9条 高齢者福祉団体は、登録内容に変更のあった場合は、速やかに品川区高齢者福祉団体登録事項変更届(第2号様式。以下「変更届」という。)に必要な資料を添えて区長に提出しなければならない。

(登録の取消し)

第10条 区長は、高齢者福祉団体が次に掲げる要件のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

(1) 第3条に規定する要件に適合しなくなったとき。

(2) 登録内容と実態に相違があるとき。

(3) 偽りその他不正の手段により登録を受けたことが判明したとき。

(4) 自主活動団体として、区が所有・管理等する施設の利用に際し、区長に提出した構成員名簿に記載のない者(外部講師等を除く。)を含み活動を行っていたとき。

(5) 高齢者福祉団体の権利を譲渡または転貸していたとき。

2 区長は、前項の場合において、調査を行うことが必要であると認めるときは、規約、会則、事業計画書、実績報告書等の追加資料の提出を求め、または実地の調査等を行うことができる。

3 区長は、第1項の規定により登録を取り消したときは、当該高齢者福祉団体の代表者に対し、その旨通知するものとする。

4 第1項各号の事由により登録を取り消された高齢者福祉団体(取り消された高齢者福祉団体の構成員の半数以上が同一団体と重複する団体を含む。)は、それ以後、高齢者福祉団体の登録申請を行うことはできない。

(登録の廃止)

第11条 高齢者福祉団体は、団体の登録を廃止する場合は、変更届を区長に提出するものとする。

(施設の利用等)

第12条 高齢者福祉団体は、利用可能施設の利用に際し、当該施設の利用規約等を順守し利用しなければならない。

付 則

この要綱は、昭和52年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年3月11日から施行する。

付 則

この要綱は、令和6年5月15日から施行する。

品川区高齢者福祉団体登録（新規・更新）申請書（自主活動団体）

年 月 日

品川区長 あて

（申請者） _____

※代表者と異なる場合のみ記入

以下のとおり、品川区高齢者福祉団体（自主活動団体）として登録を申請します。

団体名	(フリガナ)		
代表者氏名	(フリガナ)	連絡先	電話番号①
代表者住所	〒 品川区		電話番号②
確認事項	<input type="checkbox"/> 以下の事項について、①②に相違なく③④について同意します。 ※記載事項を確認しチェックをしてください。 ①名簿の提出は、記名されている全員の同意を得ています。 ②団体登録要件をよく確認し、すべて満たしています。 ③区は、活動確認のため申請内容を構成員に情報共有する場合があります。 ④区は、登録または申請内容を区有施設管理者や区関連事業等で共有します。		
↓代表者と連絡先が違う場合のみご記入ください。			
連絡担当者 氏名および住所	(フリガナ) (氏名) 〒 品川区	連絡先	電話番号①
			電話番号②
任意	施設予約システム 登録メールアドレス		
	施設予約システム パスワード		
・新規申請の場合のみご記入ください。（インターネットを使用して施設予約をする場合、両項目記入必須） ・パスワード：①全角英字、②半角英字、③半角数字の3種が混在した8文字以上24文字以内（記号不可）			

添付資料	1. 構成員全員の名簿
	2. 予算書および決算書（それぞれ合計額が0円の場合は規約等の提出をもって代えること）
	3. 構成員全員の氏名、生年月日、住所が確認できる有効期限内の本人確認書類（健康保険証など）
	4. 在勤証明資料（対象者のみ）

品川区高齢者福祉団体登録（新規・更新）申請書（公益支援団体）

年 月 日

品川区長 あて

（申請者） _____

※代表者と異なる場合のみ記入

以下のとおり、品川区高齢者福祉団体（公益支援団体）として登録を申請します。

団体名	(フリガナ)		
代表者氏名	(フリガナ)	連絡先	電話番号①
代表者住所	〒 品川区		電話番号②
確認事項	<input type="checkbox"/> 以下の事項について、①②に相違なく③④について同意します。 ①名簿の提出は、記名されている全員の同意を得ています。 ②団体登録要件をよく確認し、すべて満たしています。 ③区は、活動確認のため申請内容を構成員に情報共有する場合があります。 ④区は、登録または申請内容を区有施設管理者や区関連事業等で共有します。		
※記載事項を確認しチェックをしてください。			
↓上記代表者と連絡先が違う場合のみご記入ください。			
連絡担当者	(フリガナ)	連絡先	電話番号①
氏名および住所	(氏名) 〒 品川区		電話番号②
任意	施設予約システム登録メールアドレス		
	施設予約システムパスワード		
・新規申請の場合のみご記入ください。（インターネットを使用して施設予約をする場合、両項目記入必須） ・パスワード：①全角英字、②半角英字、③半角数字の3種が混在した8文字以上24文字以内（記号不可）			

添付資料	1. 構成員全員の名簿	2. 規約等	3. 予算書および決算書	
	4. 代表者および60歳以上でかつ区内在住または在勤者の本人確認書類（健康保険証など）			
	5. 在勤証明資料（対象者のみ）	6. 区内高齢者向けの活動がわかる事業計画および報告書		

